

# 平成24年度土佐清水市行政改革集中改革プラン (計画期間H22~26)

※表内の→は検討、○は結論及び実施を示す。※(新)はH24新規項目

具体的実施項目	実施時期					対応	所管
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
1. 事務事業の見直し							
(1) 受益者負担の適正化							
◎粗大ゴミの有料化の検討	→	→	→			粗大ゴミ・所管で検討及びリサイクルセンター業務の見直し検討。	環境課
(2) 市民サービス利便性の向上(新)							
◎窓口業務の利便性向上、市民にわかりやすい係への再編の検討(新)			→			交付・給付・証明事務のワンストップサービスの実施、民生部門窓口係の市民にわかりやすい係への再編の検討	第1作業部会
2. 組織機構の再編、合理化							
(1) 教育行政と福祉行政の再編について							
◎じんけん課と生涯学習課の再編・事務の再編	→	→	→			22:作業部会を設置し、23年4月実施を目途に検討する。 23:じんけん課・生涯学習課・中央公民館及び福祉センターを市長部局に置いて統合・再編する。教育委員会は学校教育課・教育センター・補導センターを含め再編し学校教育に専念する方向で検討する。 24:じんけん課業務の生涯学習課への業務移管	22:第1作業部会 23:組織等改善協議会 24:教育委員会
◎中央公民館の指定管理について(新)			→			H25年4月よりの指定管理実施に向け検討する。	中央公民館
(2) 市民センター・福祉センターのあり方について							
◎市民センター・福祉センターのあり方の検討。	→	→	→			H22:あり方を検討する。→H23:継続はさせるが、機能強化が合理化か本部会で方向を決定し組織等改善協議会で検討→H24住民サービスの充実を図る方向で福祉センターとの再編を含め検討する	22:第1作業部会 23:組織等改善協議会 24:第2作業部会
(3) 大課制について							
◎大課制の検討。	→	→	○			22:作業部会を設置し、23年4月実施を目途に検討する。 23:組織等改善協議会で検討・協議する。→H24より産業部門、企画総務部門の再編を実施	22:第1作業部会 23:組織等改善協議会
◎大課制の場合、補佐の権限強化及び専決規程の見直し。	→	→	○			22:作業部会を設置し、23年4月実施を目途に検討する。 23:組織等改善協議会で検討・協議する。→補佐複数制を実施	22:第1作業部会 23:組織等改善協議会
(4) 債権管理事務について(新)							
◎債権管理事務の一元処理の検討(新)			→			公債権・私債権の一元処理について関係課による作業部会で検討する。	第3作業部会

具体的実施項目	実施時期					対応	所管
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
<b>(5) 幼保の一元化について(新)</b>							
◎幼保の一元化について検討(新)			→			幼保一元化について関係課で検討する。	教育委員会・福祉事務所
<b>3. 給与等の適正化</b>							
(1) 現業職給料表(行政Ⅱ表)について	→	→	→			担当課、総務課、職員組合で検討する。	総務課
(2) 人事評価制度について(新)			→			人事給与制度検討委員会で検討する。	総務課
<b>4. 定員管理の適正化</b>							
①定員総数の削減(平成22年度313名→26年度294名(19名削減))							
②定員管理計画(年度別削減計画・・・退職者の2/3補充)							
22年度退職者 8名、23年度5名補充 (3名減)	○					22年度退職者16名、23年度採用者10名補充、6名削減	総務課
23年度退職者10名、24年度6名補充 (4名減)		○				23年度退職者16名、24年度採用者11名補充、5名削減	
24年度退職者10名、25年度6名補充 (4名減)						退職者2/3補充の継続・見直しの検討(新)	
25年度退職者14名、26年度9名補充 (5名減)							
26年度退職者 8名、27年度5名補充 (3名減)							
<b>5. 民間委託、公共施設の管理運営</b>							
(1) 水道事業業務の民間委託について	○	→	→			平成22年度より部分的に民間委託(半島地区8施設の管理業務及び市内全域の給水・停水業務)を実施。今後の委託について、なお所管で検討する。	水道課
(2) 認定子ども園の設置について	○					所管で検討する→待機児童の解消が目的で本市は待機児童はなく必要な状況ではない。	福祉事務所
<b>6. 経費削減等・財政健全化計画の推進</b>							
(1) 歳入に見合う歳出の設定を基本とし住民ニーズの的確な把握による事業の厳選と費用対効果をさらに推進する。							
①事業評価制度の導入	→	→	→			所管で見直し・検討する。	企画財政課
(2) 未利用財産の売り払い	→	→	→			所管で検討する。	総務課